宮城県労働委員会年報

(令和4年)



宮城県労働委員会事務局編

はしがき

この年報は、令和4年1月から12月までに宮城県労働委員会が取り扱った事件の内容を中心に、委員会の活動状況を収録したものです。

令和4年は、一昨年昨年に引き続き、新型コロナウイルスの感染拡大が社会全体に影響を与えたものの、国を挙げて感染拡大防止と経済との両立をめざす政策が進められ、労働環境に一定の改善が見られました。一方で、円安や物価高など、社会情勢の急激な変化により、労働者を取り巻く環境は依然厳しい状況にあります。

当委員会では、ウェブ会議システムの活用など、感染対策の徹底を図りながら、労使間紛争の解決に取り組んでまいりました。今後とも、公益委員、労働者委員、使用者委員の三者構成という労働委員会の特徴を生かし、迅速かつ的確な労働紛争解決に向け、水野紀子会長の下、委員職員一丸となって取り組んでまいります。

この年報が労働委員会の活動について御理解いただく上で多少なりとも御参考になれば幸いと存じます。

令和5年3月

宮城県労働委員会

事務局長 小 松 直 子

第	1	章		労	偅	b	委	員	会	σ.)	組	織
	第	1 1											1
	第	21	節		あ	つ・	せ、	ん員	候	補	者		3
	第	3 1	節		事	務	局						5
第	2	章						会					
	第	1 1											7
		1											7
		2											12
		3											13
													13
													16
													18
													18
		(18
		5	,										21
	第	21	,										22
		1											要求闘争の概況 22
													22
		(22
		2											22
		3	:										24
	第	3 1	,										25
		1											25
	第												び労働争議の実情調査 32
		1											32
		2											33
	第	5 1	,										36
		1											36
													36
													伏況 36
		,	3										36
													36
		2											44
	hh-												号 44
		61											47
	第	7 1	剆		個	別:	穷′	使彩	产	0)	あ	つす	せん 49

掲 載 表 一 覧

第2章 労働委員会の活動状況	
第1節 会議等	
第1表 相談取扱状況	21
第2節 本県の労働情勢	
第1表 労働争議発生状況	23
第2表 労働組合数・組合員数及び組織状況	24
第3節 労働争議の調整	
第1表 調整区分別取扱件数	25
第2表 開始事由別取扱件数(新規係属分)	25
第3表 係属月別取扱件数(新規係属分)	26
第4表 従業員規模別取扱件数(新規係属分)	
第5表 組合員規模別取扱件数(新規係属分)	27
第6表 上部団体加盟系統別取扱件数(新規係属分)	
第7表 産業別取扱件数(新規係属分)	
第8表 調整事項別取扱件数(新規係属分)	
第9表 終結区分別取扱件数	
第10表 所要日数別取扱件数	
第11表 調整回数別取扱件数	
第12表 新規係属事件における合同労組事件の係属状況	兄 31
第4節 争議行為予告通知及び労働争議の実情調査	
第1表 通知先別通知件数	
第2表 主要争議事項別通知件数	
第3表 産業別通知件数	
第4表 実情調査の実施状況	33
別表令和4年実情調査一覧	0.4
(争議行為予告通知に基づくもの)	34
第5節 不当労働行為の審査	0.7
第1表 令和4年不当労働行為事件該当号別処理状況	
第2表 取扱件数及び処理件数	
第3表 終結事件に係る平均処理日数 第4表 再審査事件一覧	
第6表 再審査関係行政訴訟事件一覧 第7表 審査の実効確保措置勧告処理一覧	
第7衣 番鱼の美効権体指直制音処理一見	

					略			称				_			覧				
	第 7	表	月	「要	日娄	女別耳	文扱	件数	女 -									 	51
	第 6	表				分別耳													51
	第 5	表	ŧ	50	せん	事り	頁別	取扱	女件	数	(新規	1係	属り	子)			 	50
	第 4	表	產	を業 しょうしん しょうしん しょうしん しょうしん しょうしん しょうしん しょうしん しょうしん しょうしん しゅうしん しゅうしゅう しゅうしゃ しゅうしゅう しゅうしゅう しゅうしゅう しゅうしゃ しゃく しゃく しゃく しゃく しゃく しゃく しゃく しゃく しゃく し	別耳	ນ 扱作	牛数	(斤規	係	属	分)						 	50
	第 3	表	雇	配用	形態	鼠別耳	文扱	件数	女 (新	規	係履	易分) –				 	49
	第 2	表	申	計	者另	川取書	及件	数	(新	規	係	属分))					 	49
	第 1	表	耳	対扱	件数	女												 	49
第	7 質	ĵ	個另	刂労	使彩	争0	りあ	つも	とん										
	別	表	숙	介和	4 年	三労債	動組	合の)資	格	審	查-	一覧					 	48
	第 2	表	耳	≰由	別糸	&結化	牛数											 	47
	第 1	表	申	計	事由	引別を	系属	件数	女 -									 	47
第	6 質	ĵ	労賃	协組	合の	資料	各審	查											
	別	表	숙	介和	4 年	三不言	当労	働行	方為	救	済	申立	[係	属引	事件	一	汇	 	42
	第 9	表	£	計同	労組	1事件	‡の	申立	Σ状	況								 	40

本年報においては、記述の簡略を期すため下記のとおり略称を用いた。

 [用 語]
 [略 称]

 労働組合法
 労組法

労働組合法施行令 労組法施行令

 労働関係調整法
 労調法

 労働委員会規則
 規則

第1章 労働委員会の組織

第1章 労働委員会の組織

第1節 委員

宮城県労働委員会は、公益委員、労働者委員、使用者委員各5人で構成されており、任期は2年である(令和4年12月末現在、労働者委員1名欠員)。

第44期宮城県労働委員会委員名簿

令和4年12月末現在

			14 114	4 12 万 木列丘
区分	氏	名	現 職(又は主要経歴)	任命年月日
公	会長 水 野	紀 子	白鷗大学法学部教授	令和4年4月1日
益	会長代理 岡 﨑	貞 悦	弁 護 士	令和4年4月1日
	豊田	耕史	弁 護 士	令和4年4月1日
委	佐々木	くみ	東北学院大学法学部法律学科教授	令和4年4月1日
員	桑村	裕美子	東北大学大学院法学研究科教授	令和4年4月1日
労	佐々木	弘 昭	全日通労働組合宮城支部執行委員長	令和4年4月1日
働	加藤	仁	UAゼンセン宮城県支部支部長	令和4年4月1日
者委	高 橋	京	国立大学法人東北大学職員組合書記 次長	令和4年4月1日
員	佐 竹	一則	日本労働組合総連合会宮城県連合会 副事務局長	令和4年4月1日
使	大 内	栄 治	(株式会社七十七銀行取締役)	令和4年4月1日
用	伊藤	光芳	(株式会社本山製作所執行役員管理 本部長)	令和4年4月1日
者	成 田	努	一般社団法人宮城県経営者協会専務 理事	令和4年4月1日
委	小野木	克之	株式会社河北新報総合サービス代表 取締役社長	令和4年4月1日
員	桑原	秀明	東北電力株式会社ビジネスサポート 本部人財部部長	令和4年4月1日

※区分ごとに就任順

第43期委員(令和2年4月1日任命)の任期満了に伴う退任委員は、 次のとおりである。

区分	氏		3	名	退任時の職(又は主要経歴)	退任年月日
労働者 委 員	小	出	裕		自治労宮城県本部特別執行委員	
労働者 委 員	冏	部	康	志	東北電力労働組合本部副執行委 員長	令和 4 年 3 月 31 日

第 44 期委員 (令和 4 年 4 月 1 日任命) の退任委員は、次のとおりである。

区分	氏	名	退任時の職(又は主要経歴)	退任年月日
労働者 委員	星	幸 司	日本労働組合総連合会宮城県連 合会事務局長	令和 4 年 8 月 31 日

第2節 あっせん員候補者

労調法第10条の規定に基づくあっせん員候補者は、次のとおりである。

宮城県労働委員会あっせん員候補者名簿

令和4年12月末現在

				14 114	1 10/1/10/11
氏	.13	3	名	現職(又は主要経歴)	委嘱年月日
水	野	紀	子	宮城県労働委員会委員 白鷗大学法学部教授	令和4年4月1日
岡	﨑	貞	悦	宮城県労働委員会委員 弁 護 士	令和4年4月1日
豊	田	耕	史	宮城県労働委員会委員 弁 護 士	令和4年4月1日
佐	中木	<	み	宮城県労働委員会委員 東北学院大学法学部法律学科教授	令和4年4月1日
桑	村	裕美	美子	宮城県労働委員会委員 東北大学大学院法学研究科教授	令和4年4月1日
佐	中木	弘	昭	宮城県労働委員会委員 全日通労働組合宮城支部執行委員長	令和4年4月1日
加	藤		仁	宮城県労働委員会委員 UAゼンセン宮城県支部支部長	令和4年4月1日
高	橋		京	宮城県労働委員会委員 国立大学法人東北大学職員組合書記次長	令和4年4月1日
佐	竹	_	則	宮城県労働委員会委員 日本労働組合総連合会宮城県連合会副事務局長	令和4年4月1日
大	内	栄	治	宮城県労働委員会委員 (株式会社七十七銀行取締役)	令和4年4月1日
伊	藤	光	芳	宮城県労働委員会委員 (株式会社本山製作所執行役員管理本部長)	令和4年4月1日
成	田		努	宮城県労働委員会委員 一般社団法人宮城県経営者協会専務理事	令和4年4月1日
小野	野木	克	之	宮城県労働委員会委員 株式会社河北新報総合サービス代表取締役社長	令和4年4月1日
桑	原	秀	明	宮城県労働委員会委員 東北電力株式会社ビジネスサポート本部人財部部長	令和4年4月1日

田	Ē	:	名	現職(又は主要経歴)	委嘱年月日
小	松	直	子	宮城県労働委員会事務局長	令和4年4月1日
岩	崎	謙	=	宮城県労働委員会事務局 副事務局長兼審査調整課長	令和4年4月1日

令和4年中のあっせん員候補者の解任は、次のとおりである。

氏		名		解任時の職(又は主要経歴)	委嘱年月日 解任年月日
小	出	裕	_	自治労宮城県本部特別執行委員	令和2年4月1日 令和4年3月31日
[Jp]	部	康	志	東北電力労働組合本部副執行委員長	令和2年4月1日 令和4年3月31日
髙	橋	裕	喜	宮城県労働委員会事務局長	令和3年4月1日 令和4年3月31日
中	村	今日	日子	宮城県労働委員会事務局 副事務局長兼審査調整課長	令和2年4月1日 令和4年3月31日
星		幸	司	日本労働組合総連合会宮城県連合会事務局長	令和4年4月1日 令和4年8月31日

第3節 事務局

事務局の組織,事務分掌等は,宮城県労働委員会事務局処務規程(昭和60年宮城県訓令甲第1号)により定められている。

職員数は12人で、組織及び課の分掌事務は次のとおりである。

なお、このほか、労働相談対応のため、会計年度任用職員2人を配置している。

事務局長一 副事務局長兼 一 総括課長補佐 ― 調 整 班 審査調整課長

審査調整課

- 1 労働委員会の会議に関すること。
- 2 事務局職員の人事に関すること。
- 3 予算,決算及び経理に関すること。
- 4 物品の購入及び管理に関すること。
- 5 文書の収受,発送,編さん及び保存に関すること。
- 6 公印の管理に関すること。
- 7 規程等の整備に関すること。
- 8 情報公開及び個人情報保護に関すること。
- 9 労働組合の資格審査に関すること。
- 10 地方公営企業等の労働関係に関する法律 (昭和 27 年法律第 289 号) 第 5 条 第 2 項の認定及び告示に関すること。
- 11 労働協約の地域的の一般的拘束力の適用に関すること。
- 12 不当労働行為に関すること。
- 13 労働関係調整法(昭和21年法律第25号)第42条の請求に関すること。
- 14 争議行為の発生届及び予告並びに労働争議の実情調査に関すること。
- 15 労働争議のあっせん、調停及び仲裁に関すること。
- 16 個別労使紛争のあっせんに関すること。
- 17 個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律(平成13年法律第112号) 第20条第1項に規定する相談に関すること。

第2章 労働委員会の活動状況

第2章 労働委員会の活動状況

第1節 会議等

1 総会

宮城県労働委員会運営内規により、原則として毎月第2木曜日及び第4木曜日に定例総会を開催している。

令和4年中に開催された総会は23回で,通算1667回である。

回数	開催月日	議題
1645	1月13日	1 不当労働行為救済申立事件の終結について
(定例)	(木)	令和元年(不)第1号
		2 個別労使紛争のあっせんについて
		令和3年第2号個別労使紛争
		3 争議行為の予告及び労働争議の実情調査について
		4 令和4年度宮城県労働委員会定例総会予定表(案)に
		ついて
		5 第1644回定例総会議事録について
1646	1月27日	1 不当労働行為事件の再審査手続きの経過について
(定例)	(木)	平成 30 年(不)第 2 号
		2 組合資格審査申請について
		3 第 508 回・第 509 回公益委員会議の結果について
		4 「審査事務処理要領」の改正について
		5 令和3年不当労働行為事件の審査の実施状況及び審
		査期間の目標達成状況について
		6 令和3年調整事件及び個別労使紛争のあっせん事件
		の取扱状況について
		7 争議行為の予告及び労働争議の実情調査について
		8 宮城県労働委員会定例総会及び公益委員会議のウェ
		ブ会議システムを活用した実施について
		9 第 1645 回定例総会議事録について
1647	2月10日	1 不当労働行為救済申立事件の審査経過について
(定例)	(木)	令和2年(不)第1号
		2 個別的労使紛争の内容別相談・助言・あっせん件数ま
		とめについて(令和3年10月-12月期)
		3 争議行為の予告及び労働争議の実情調査について
		4 宮城県労働委員会定例総会及び公益委員会議のウェ
		ブ会議システムを活用した実施について
		5 令和4年度北海道及び東北六県労働委員会連絡協議
		会総会に係る議題について
		6 第 1646 回定例総会議事録について

回数	開催月日	議題
1648	2月24日	1 第 510 回公益委員会議の結果について
(定例)	(木)	2 争議行為の予告及び労働争議の実情調査について
		3 今後の労働委員会の在り方検討について
		4 第 1647 回定例総会議事録について
1649	3月10日	1 第 511 回公益委員会議の結果について
(定例)	(木)	2 争議行為の予告及び労働争議の実情調査について
		3 今後の労働委員会の在り方検討について(不当労働行
		為の管轄及び除斥期間に係る事例の調査)
		4 第 1648 回定例総会議事録について
1650	3月24日	1 不当労働行為救済申立事件の終結について
(定例)	(木)	令和2年(不)第1号
		2 争議行為の予告及び労働争議の実情調査について
		3 今後の労働委員会の在り方検討について
		4 第 1649 回定例総会議事録について
1651	4月1日	1 会長選挙について
(臨時)	(金)	2 会長代理選挙について
		3 議席について
		4 あっせん員候補者の委嘱について
		5 個別労使紛争に関するあっせんのあっせん員予定表
		について
1652	4月14日	1 争議行為の予告及び労働争議の実情調査について
(定例)	(木)	2 令和 4 年度全国労働委員会連絡協議会公益委員連絡
		会議の議題について
		3 第 36 回 14 都道府県労働委員会使用者委員会議の議
		題の募集について
		4 令和4年度第1回研修・広報委員会の結果について
		5 令和4年度北海道及び東北六県労働委員会連絡協議
		会総会の研修課題について
		6 個別労働紛争研修テキストの概要について
		7 第 1650 回定例総会及び第 1651 回臨時総会の議事録
		について
1653	4月28日	1 「宮城県労働委員会事務局文書取扱規程」の改正につ
(定例)	(木)	いて
		2 争議行為の予告及び労働争議の実情調査について
		3 第 1652 回定例総会の議事録について

回数	開催月日	議題
1654	5月12日	1 個別労働紛争の内容別相談・助言,あっせん件数まと
(定例)	(木)	めについて(令和4年1月-3月期)
		2 争議行為の予告及び労働争議の実情調査について
		3 令和4年度北海道及び東北六県労働委員会連絡協議
		会総会の提案議題について
		4 第 1653 回定例総会の議事録について
1655	5月26日	1 争議行為の予告及び労働争議の実情調査について
(定例)	(木)	2 今後の労働委員会の在り方検討について
		(労働委員会における IT の利用に関する調査)
		3 令和3年度の労働相談の状況について
		4 第1654回定例総会議事録について
1656	6月8日	1 争議行為の予告及び労働争議の実情調査について
(定例)	(水)	2 令和4年度北海道及び東北六県労働委員会連絡協議
		会総会について
		3 令和4年度十四都道府県労働委員会公益委員会議の
		議題の募集について
		4 労働委員会における IT の利用に関する調査等につい
		て(今後の労働委員会の在り方検討)
		5 第 1655 回定例総会議事録について
1657	7月14日	1 14 都道府県労働委員会使用者委員会議の結果につい
(定例)	(木)	て
		2 争議行為の予告及び労働争議の実情調査について
		3 令和4年度第2回研修・広報委員会の結果について
		4 今後の労働委員会の在り方検討について
		5 労働委員会制度に係る広報活動について
		6 第 1656 回定例総会議事録について
1658	7月28日	1 争議行為の予告及び労働争議の実情調査について
(定例)	(木)	2 今後の労働委員会の在り方検討について
		3 第 1657 回定例総会議事録について
1659	8月25日	1 争議行為の予告及び労働争議の実情調査について
(定例)	(木)	2 令和4年度第3回研修・広報委員会の結果について
		3 令和4年度北海道及び東北六県労働委員会連絡協議
		会研修会の研修課題について
		4 今後の労働委員会の在り方検討について
		5 第 1658 回定例総会議事録について

回数	開催月日	議題
1660	9月7日	1 争議行為の予告及び労働争議の実情調査について
(定例)	(水)	2 個別労使紛争の内容別相談・助言,あっせん件数まと
		めについて(令和4年4月-6月期)
		3 今後の労働委員会の在り方検討について
		4 第 1659 回定例総会議事録について
1661	9月22日	1 争議行為の予告及び労働争議の実情調査について
(定例)	(木)	2 今後の労働委員会の在り方検討について
		3 第 1660 回定例総会議事録について
1662	10月13日	1 争議行為の予告及び労働争議の実情調査について
(定例)	(木)	2 「個別労働紛争処理制度」周知月間の取組状況につい
		て
		3 今後の労働委員会の在り方検討について
		4 第 1661 回定例総会議事録について
1663	10月26日	1 争議行為の予告及び労働争議の実情調査について
(定例)	(水)	2 不当労働行為事件等の新規係属状況(全国)について
		3 第 1662 回定例総会議事録について
1664	11月10日	1 争議行為の予告及び労働争議の実情調査について
(定例)	(木)	2 個別労働紛争の内容別相談・助言,あっせん件数まと
		めについて(令和4年7月-9月期)
		3 令和4年度北海道及び東北六県労働委員会連絡協議
		会研修会の結果について
		4 今後の労働委員会の在り方検討について
		5 第 1663 回定例総会議事録について
1665	11月24日	1 争議行為の予告及び労働争議の実情調査について
(定例)	(木)	2 労使関係セミナーの結果について
		3 第77回全国労働委員会連絡協議会総会の結果につい
		て
		4 労働委員会規則の改正について
		5 第 1664 回定例総会議事録について
1666	12月8日	1 争議行為の予告及び労働争議の実情調査について
(定例)	(木)	2 14 都道府県労働委員会公益委員会議の結果について
		3 今後の労働委員会の在り方検討について
		4 令和4年度労働委員会広報活動実施状況について(ワ
		ークルールセミナー)
		5 第 1665 回定例総会議事録について

回 数	開催月日	議題
1667	12月22日	1 争議行為の予告及び労働争議の実情調査について
(定例)	(木)	2 今後の宮城県労働委員会の広報活動について
		3 令和5年度全国労働委員会会長連絡会議の議題提出
		について
		4 第78回全国労働委員会連絡協議会総会における議題
		(案)の提出について
		5 第1666回定例総会議事録について

2 公益委員会議

規則第3条第1項第2号に規定する公益委員会議は、次のとおり開催された。

回数	開催月日	議 題	結 果
509	1月13日 (木)	代理人・補佐人許可基準について	原案のとお り改正を決 定
510	2月10日 (木)	1 法人登記に係る労働組合資格審査 令和4年資審第1号	規則第 24 条 に基づく補 正勧告をす ると決定
		2 第 44 期労働者委員候補者推薦に係る労働組合の資格審査 令和 4 年資審第 2 号 令和 4 年資審第 3 号 令和 4 年資審第 4 号 令和 4 年資審第 5 号 令和 4 年資審第 6 号	いずれも労 組法に適合 すると決定
511	3月10日 (木)	法人登記に係る労働組合資格審査 令和4年資審第1号	労組法に適 合すると決 定

3 諸会議

委員会相互の密接な連絡及び事務処理の統一と調整を図るために開催された各種連絡会議は次のとおりである。

(1)委員連絡会議

イ 第 77 回全国労働委員会連絡協議会総会

開催年月日: 令和4年11月17日(木)~18日(金)

場 所:東京都渋谷区

講演:

演題 労働紛争の多様化と労働委員会の新たな役割 講師 前中央労働委員会会長 山川 隆一 氏

第 1 議 題:

労働委員会の広報活動について

(中国ブロック公労使提案)

第 2 議 題:

労働委員会在り方・ビジョン検討小委員会の中間報告について (中労委提案)

第 3 議 題:

労働施策総合推進法の全面施行を踏まえた、労働委員会におけるパワーハラスメントに係るあっせん事件への対応について

(関東ブロック公労使提案)

ロ 北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会

(イ) 会長連絡会議

開催年月日: 令和4年6月2日(木)

場 所:審問廷(Web会議により開催)

議 事:

議題1 第77回全国労働委員会連絡協議会総会へブロックとし

て提出する議題について(報告)

議題2 書面による運営委員会において事前に承認された事項

について(報告)

議題3 北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会の会長及び

副会長の選任について

(口) 総会

開催年月日: 令和4年6月2日(木)

場 所:審問廷(Web会議により開催)

議事:

報告事項 第77回全国労働委員会連絡協議会総会へブロックと

して提出する議題について

議題1 令和3年取扱事件とその傾向及び特異事件について< 資料交換>

議題2 令和3年度北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会 決算について

議題3 令和4年度北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会 予算(案)について

議題4 北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会の会長及び 副会長の選任について

議題5 次期全国労働委員会連絡協議会運営委員の選出につい で

議題6 全国労働委員会連絡協議会運営委員の選任に関する申 合せについて

議題7 令和5年度総会及び研修会の開催時期及び開催地について

研修課題1 団体交渉における不誠実な対応について

研修課題2 給料等級の昇級に係る約束の履行と逸失利益の補償 を求める事案への対応について

(ハ) 研修会

開催年月日: 令和4年10月28日(金)

場 所:審問廷(Web会議により開催)

講 演:

演題 労働組合法における労働者について

講師 千葉大学大学院社会科学研究院 教授 皆川 宏之 氏

研 修:

研修課題1 (審查)

理事長解任騒動を契機として発生した労使紛争への対応に ついて

研修課題2 (調整)

団体交渉がうまく進まず、複数回にわたり、あっせん申請があった事案への対応について

ハ 十四都道府県労働委員会公益委員会議(書面開催)

議事:

議題1 審査事件における立会団交の実施状況について

(愛知県労委提案)

議題2 審査事件の和解について

(大阪府労委提案)

二 第 36 回 14 都道府県労働委員会使用者委員会議

開催年月日:令和4年7月7日(木)

場 所:京都府京都市

事:テーマ討議

議題1 あっせんを繰り返し申し出る人物への対応について

(愛知県労委提案)

議題2 あっせんにおける労働委員会の中立性を踏まえた事業主

への対応について

(京都府労委提案)

特別講演:

演題 「ウィズコロナ時代における人事管理の法的課題」 (テレワーク/ジョブ型雇用/副業/遠隔地転勤の見直し /フリーランス)

講師 同志社大学法学部法学研究科 教授 土田 道夫 氏

(2) 事務局連絡会議

イ 全国会議

(イ) 全国労働委員会事務局審査主管課長会議

開催年月日: 令和4年11月28日(月)

場 所:東京都港区

議 事:

第1議題「資格審査における「全国的規模をもつ労働組合」の 判断基準について」

第2議題「審査人材の確保・育成について」

第3議題「ウェブ会議による調査について」

報告事項「労働委員会在り方・ビジョン検討委員会の現状につ いて」

(口) 全国労働委員会事務局調整主管課長会議

開催年月日:令和4年11月29日(火)

場 所:東京都港区

議事:

- 1 中央労働委員会事務局からの説明 調整業務の運営について
- 2 都道府県労働委員会からの事例報告
 - (1) 労働争議調整事件における事例(1事例)
 - (2) 個別労働紛争事件における事例(1事例)
- 3 都道府県労働委員会からの業務報告

ロ 北海道・東北六県労働委員会事務局連絡会

(イ) 事務局長連絡会議 (Web会議により開催)

開催年月日:令和4年6月2日(木)

議 事:

議題1 第77回全国労働委員会連絡協議会総会へブロックとし

て提出する議題について

議題2 令和4年度の北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会

負担金の取扱いについて

(口) 審查·調整課長連絡会議

開催年月日: 令和4年8月25日(木)~26日(金)

開催場所:秋田県秋田市

研修議題:

(1)-①不当労働行為事件に係る調査手続における秩序維持,録音禁止等の対応状況について (北海道)

- (1)-②労使双方が受諾したあっせん案を、労働組合がホームページに掲載した場合の対応について (北海道)
- (1)-③あっせん事件において、当事者からあっせん会場で相手方 と顔を合わせることについて難色を示された場合の対応方 法について (青森県)
- (1)-④審査・調整手続におけるウェブ会議システムの活用について (岩手県)
- (1)-⑤資格審査の調査手法について (秋田県)
- (1)-⑥労働相談や個別労働紛争処理制度における関係機関との連携について (山形県)
- (1)-⑦あっせんにおいて電話による当事者の参加を認めた事例に ついて (山形県)
- (1)-⑧被申請者があっせん前の事情聴取に応じない場合の対応について (山形県)
- (1)-⑨関係当事者及びあっせん員の参集によるあっせんが困難な 場合の対応について (福島県)
- (2)-①労働相談におけるクレーマー的な相談者への対応について (青森県)
- (2)-②文書の保存期間について (岩手県)
- (2)-③不当労働行為事件の審査担当職員における知識,経験の継承について (宮城県)
- (2)-④個別労働紛争あっせん制度の利用に係る取組等について (宮城県)
- (2)-⑤文書の管理について(資料提供依頼) (秋田県)
- (2)-⑦会長及び会長代理選挙の整理について (福島県)

ハ 14 都道府県労働委員会事務局長連絡会議(書面開催)

議題1 労働組合資格審査の課題について (福岡県)

議題2 全国的規模をもつ労働組合の資格審査について (埼玉県)

議題3 外国人等への通訳人に係る予算措置状況について (埼玉県)

4 研修・広報委員会

全国労働委員会連絡協議会の「労働委員会活性化のための検討委員会」の報告を踏まえ、宮城県労働委員会における紛争処理能力の維持・向上を図るとともに、県民に対する認知度を高めるため平成23年8月に研修・広報委員会を設置した。令和4年は、次のとおり同委員会を開催し、諸活動を行った。

(1)委員会開催状況

(1/ 女员五川川	ENAL
開催日	協議事項
4月14日 (木)	① 委員長選出 ② 研修・広報活動の実施結果について ③ 研修・広報活動の計画について
6月27日(月) ※書面開催	宮城県労働委員会令和4年度第2回研修会・第3回研修会開催 概要(案)について
8月10日 (水)	① 第4回研修会について ② 令和4年度「個別労働関係紛争処理制度」周知月間計画(10月)について
12月8日 (木)	今後の宮城県労働委員会の広報活動について

(2)活動状況

イ 委員研修会

開催日	研 修 內 容
4月28日(木)	令和 4 年度北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会総会に おける研修課題についての意見交換
	【研修課題1】(審査) 団体交渉における不誠実な対応について 【研修課題2】(調整) 給料等級の昇級に係る約束の履行と逸失利益の補償を求め る事案への対応について
7月14日 (木)	令和元年(不)第1号不当労働行為救済申立事件の概要報告及 び意見交換

開催日	研 修 内 容
9月7日 (水)	令和4年度北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会研修会の研修課題についての意見交換
	【研修課題1】(審査) 理事長解任騒動を契機として発生した労使紛争への対応について 【研修課題2】(調整) 団体交渉がうまく進まず、複数回にわたり、あっせん申請があった事案への対応について
11月11日(金)	令和4年度東北地区労使関係セミナー
	基調講演「労使で取り組むハラスメントの防止 〜多様化する 労働者の人格保護と使用者の責任〜」 ○講師:中央労働委員会東日本区域地方調整委員会議委員長 千葉大学大学院社会科学研究院教授 皆川 宏之 氏
	パネルディスカッション「ハラスメントから身を守るには

開催日	研修内容
11月24日 (木)	令和2年(不)第1号不当労働行為救済申立事件の概要報告及
	び意見交換
12月1日 (木)	令和4年度公労使委員個別紛争専門研修
~2 日 (金)	THE TEXASIC SERVING TO THE TEXASIC SERVING
, ~ 2 日 (金)	○裁判例の動向
	明治大学専門職大学院法務研究科専任教授
	野川 忍 氏
	○個別紛争処理の経験が豊かな都道府県労働委員会における
	あっせんの成功・失敗事例
	• 埼玉県労働委員会
	・石川県労働委員会
	• 京都府労働委員会
	○労働関係法令の改正等の動向
	慶應義塾大学法科大学院法務研究科教授
	両角 道代 氏
	○スキル、ノウハウ、経験等に係る情報交換
	(少人数によるグループディスカッション)
	テーマ1
	発表事例についての意見交換
	テーマ2
	個別労働紛争処理にまつわる意見交換

口 広報活動

労働委員会の個別労使紛争あっせん制度及び労働委員会事務局が設置する県の労働相談窓口についてPRを行った。

県政だより、新聞(県からのお知らせ)、県政ラジオ番組、データ放送、県ホームページ、県メールマガジン及び県フェイスブックなどのSNSを活用するとともに、市町村、関係機関、大学・専門学校、コンビニエンスストア等に周知用チラシの配架を依頼したほか、市町村や関係団体の広報誌・ホームページへの記事の掲載を依頼し、周知を図った。

また、労働委員会の制度を紹介するパネルを「個別労働関係紛争処理制度」周知月間(10月)に県庁・県図書館に設置するなどのPRを実施した。

加えて, 県司法書士会, 大学2校(宮城大学, 東北文化学園大学)及び高校2校(南郷高校, 田尻さくら高校)においてワークルールや個別労働関係紛争の防止・対処等に関する説明を行った。

5 相談

令和4年に相談(来局、電話、電子メール)のあった件数は978件である。

相談事項別では、個別労使紛争に関するものが8件、組合資格審査に関するものが2件、労働争議の調整に関するものが1件、その他労働問題一般に関するものが967件となっている。

相談者の産業別では、「医療、福祉」が132件、「サービス業(他に分類されないもの)」が78件、「建設業」が73件、「卸売業、小売業」が72件、「運輸業、郵便業」が61件、「生活関連サービス業、娯楽業」が38件、「宿泊業、飲食サービス業」が34件、「製造業」が33件、「公務」が25件、「学術研究、専門・技術サービス業」が21件、「教育、学習支援業」が16件、「金融業、保険業」が9件、「情報通信業」が7件、「不動産業、物品賃貸業」が3件、「農業・林業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」及び「複合サービス事業」がそれぞれ2件、「漁業」が1件、「業種不明」は369件である。

なお、相談の後に、労働委員会へ個別労使紛争又は労働争議のあっせん申請や申立てがなされたものはなかった。

第1表 相談取扱状況

(単位:件)

'			相	談	事	頁	
年別	件数	労働争議 の調整	不当労働 行為救済 申立て	組合資格審査	地公労法認定告示	個別労使 紛争	その他 労働問題 一般
H30	526	2	2	2	_	15	505
R元	1,008	4	10	_	_	30	964
R2	1,073	4	4	3	_	20	1,042
R3	1,012	1	2	2	_	10	997
R4	978	1	_	2	_	8	967

(注) 平成30年4月に、県の労働相談窓口が、経済商工観光部から労働委員会事務 局に移管されている。

第2節 本県の労働情勢

1 令和4年春闘・その他の要求闘争の概況

連合宮城は、令和4年の春闘において、「人への投資」と月例賃金にこだわり、「働きの価値に見合った賃金水準」を意識して交渉した。

具体的な取組としては、2月22日に総決起集会を開催したほか、3月1日には宮城県経営者協会との労使懇談会を開催し、コロナ禍の影響を踏まえた雇用安定と賃金の引上げ、「すべての労働者の立場にたった働き方」の見直しなどについて要請した。

また、宮城県労連では、「コロナ禍における国民の暮らしと命を守る社会の実現」を掲げ、春闘における統一要求額として月額25,000円以上、時間額150円以上を設定して、2月17日・18日に地域総行動として街頭でのビラ配布等を実施するとともに、3月10日にはストライキを含む統一行動を行った。

一方、宮城県経営者協会は、事業活動により生み出された付加価値を適正に分配し、経済の好循環をしっかりと回していくという基本認識は労使で一致しているが、業種や企業による業績がばらつく様相が長期化する中、業種横並び一律的な賃金引上げの検討ではなく、各社の実情に適した賃金決定と「働きがい」・「働きやすさ」を高める「総合的な処遇改善」による生産性向上が重要であり、労使協働で社会課題に取り組む未来志向の労使関係を目指したいとの見解を、3月1日に開催された連合宮城との労使懇談会において表明した。

(1) 春闘の妥結状況

連合宮城のまとめでは、平均妥結額 (加重平均) は、6、249 円 (引上げ率 1.85%) となり、全体的には額・率ともに前年を上回る結果となった。

県経営者協会のまとめでは、平均妥結額(加重平均)は、4,652円(引上げ率1.72%)であった。

(2) 一時金の妥結状況

連合宮城のまとめでは、夏季一時金の平均妥結額 (加重平均) は、556,188円 (前年比9.77%減),年末一時金の平均妥結額 (加重平均) は、486,923円 (前年比5.69%増) であった。

県経営者協会のまとめでは、夏季一時金の平均妥結額(加重平均)は、641,877円(前年比2.99%増)、年末一時金の平均妥結額(加重平均)は、644,257円(前年比1.99%増)であった。

2 労働争議

県雇用対策課の『労働争議統計調査』によると、令和4年における県内の労働争

議発生件数は 2 件,総参加人員は 2,660 人で,このうち,行為参加人員は 62 人であった(第 1 表)。

労働争議発生件数を産業別にみると、「医療、福祉」が2件となっている。

第1表 労働争議発生状況

E III	総	総数		ま行為を ないもの	争 伴	議行	為 を も の
年 別	件数	総参加人員	件数	総参加人員	件数	総参加人員	行為参加 人 員
H30	6	5, 162	1	350	5	4, 812	159
R元	5	3, 341	_	_	5	3, 341	224
R2	5	96	3	3	2	93	32
R3	4	2, 702	1	1	3	2, 701	65
R4	2	2,660	_	_	2	2,660	62

資料出所: 県雇用対策課『労働争議統計調査』

- (注) 1 争議行為を伴わないもの:争議行為を伴わないが,労働委員会の調整 (あっせん,調停,仲裁)のほか,労働争議の解決のため に第三者の関与があったもの
 - 2 総参加人員: 争議期間中における当該組合の組合員数が最も多い日

の組合員数

3 行為参加人員: 争議期間中における争議行為に参加した実人員数

3 労働組合の組織状況

県雇用対策課の「令和4年労働組合基礎調査」によると、令和4年6月30日現在における県内の労働組合数は1,004組合で、前年(1,007組合)に比べ3組合(0.3%)減少した。組合員数は133,932人で、前年(131,712人)に比べ2,220人(1.7%)増加した。このうち、パート労働者が加入している組合数は206組合(全体の20.5%)で、組合員数は18,497人(同13.8%)となっている。

また, 推定組織率は, 12.4%となっている (第2表)。

県内主要団体への加盟状況をみると、日本労働組合総連合会宮城県連合会(連合宮城)が466組合(組合総数の46.4%)・組合員数70,391人(組合員総数の52.6%)、宮城県労働組合総連合(県労連)が107組合(同10.7%)・組合員数10,753人(同8.0%)となっており、主要団体に加盟していない組合(無加盟)は431組合(同42.9%)・組合員数52,788人(同39.4%)となっている。

第2表 労働組合数・組合員数及び組織状況

年 別	組合数	組合員数(人)	推定組織率(%)
H30	1, 113	147, 388	13. 0
R元	1, 089	147, 645	13. 1
R2	1, 063	139, 849	12. 9
R3	1, 007	131, 712	12. 1
R4	1,004	133, 932	12. 4
	l .	l .	l .

資料出所: 県雇用対策課『労働組合基礎調査』

(注) 推定雇用者数は、「経済センサス基礎調査」における従業者数(令和2年からは「就業構造基本調査」の雇用者数)を基礎に、「毎月勤労統計調査地方調査」(県統計課)の常用雇用者数の増減率を考慮して推定している。

第3節 労働争議の調整

1 概要

令和4年中に係属した労働争議調整事件は、前年繰越、新規係属ともに0件であった。

第1表 調整区分別取扱件数

7. X MEE/777700017X										
年 別	前年繰越件数			新規係属件数			取 扱 件 数			
	あっせん	調停	仲裁	あっせん	調停	仲裁	あっせん	調停	仲裁	計
H30	_	_	_	1	_	_	1	_	_	1
R元	1	_	_	1	_	_	2	_	_	2
R2	_	_	_	3	_	_	3	_	_	3
R3	_	_	_	1	_	_	1	_	_	1
R4	_	_	_	_	_	_	_	l	_	_

第2表 開始事由別取扱件数(新規係属分)

左 即	申 請			請		職権	かりまます	⇒L	_
年 別	組	合	使用者	双	方	4取作生	知事請求	計	
H30		1	_		-	_	_		1
R元		_	1		-	_	_		1
R2		2	1		_	_	_		3
R3		1	_		_	_	_		1
R4		_	_		_	_	_		_

第3表 係属月別取扱件数 (新規係属分)

年 別	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10 月	11 月	12 月	計
H30	_	_	_	_	1	_	_	_	_	_	_	_	1
R元	_	_	_	_	_	1	_	_	_	_	_	_	1
R2	_	_	_	1	_	_	_	_	2	_	_	_	3
R3	_	1	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	1
R4	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_

第4表 従業員規模別取扱件数(新規係属分)

区 分	Н30	R元	R2	R3	R4
50 人 未満 50 人~ 99 人	_ _	1	1 -		
100 人~199 人 200 人~299 人 300 人~499 人	_ _ _	_ _ _	1 - 1	_ _ _	_ _ _
500 人~999 人 1,000 人以上	- 1	_ _	_ _	_ 1	_ _
計	1	1	3	1	_

第5表 組合員規模別取扱件数 (新規係属分)

区 分	H30	R元	R2	R3	R4
50 人未満	_	_	_	_	_
50 人~ 99 人	_	_	_	_	_
100 人~199 人	_	_	_	_	_
200 人~299 人	_	_	_	1	_
300 人~499 人	1	_	1	_	_
500 人~999 人	_	_	_	_	_
1,000 人以上	_	_	1	_	_
不 明	_	1	1	_	_
計 	1	1	3	1	_

⁽注) 組合員数は、当該争議に係る支部又は分会の組合員数で計上した。

第6表 上部団体加盟系統別取扱件数 (新規係属分)

区		分	H30	R元	R2	R3	R4
連		合	_	_	_	_	_
全	労	連	_	1	2	_	_
そ	の	他	_	_	1	_	_
	計		_	1	3	_	_

⁽注) 上部団体への加盟系統については、本県レベルのもので区分し 計上した。

第7表 産業別取扱件数(新規係属分)

	- "					
	区 分	H30	R元	R2	R3	R4
Α	農業,林業	_	_	_	_	
В	漁業	_	_	_	_	_
С	鉱業,採石業,砂利採取業	_	_	_	_	_
D	建設業	_		_		_
Е	製造業	_		_		_
F	電気・ガス・熱供給・水道業	_	_	_	_	_
G	情報通信業			_		_
Н	運輸業,郵便業	_	1	1	1	_
I	卸売業,小売業	_	_	_	_	_
J	金融業,保険業	_	_	_	_	_
K	不動産業,物品賃貸業	_	_	_	_	_
L	学術研究、専門・技術サービス業	_	_	_	_	_
М	宿泊業、飲食サービス業	_	_	1	_	_
N	生活関連サービス業,娯楽業	_	_	_	_	_
О	教育,学習支援業	1	_	_	_	_
Р	医療,福祉	_	_	_	_	_
Q	複合サービス事業			1		_
R	サービス業(他に分類されないもの)	_	_	_	_	_
S	公務	_	_	_	_	_
Т	分類不能の産業	_	_	_	_	_
	計	1	1	3	1	_

第8表 調整事項別取扱件数 (新規係属分)

	1 7077		** ************************************	101401-2237				
	区	分		H30	R元	R2	R3	R4
A 組 台	承 認	組合	活動	_	_	_	-	_
B 協約	締結・改	定・解釈	・実施	1			-	_
C 労	働条	件。	女 定	1	1	4	1	_
(1) 1	貢		金	_	1	4	1	_
	賃	上	げ	_	_	_	_	_
	_	時	金	_	_	1	_	_
	諸	手	当	_	_	1	_	_
	その) 他	賃 金	_	1	2	_	_
	退職金,	解雇手当,	休業手当	_	_	_	1	_
(2) 1	重金以夕	トの労働	動条件	1	_	_	_	_
	労働時	持間, 休	日休暇	1	_	_	_	_
	作業	方法σ	変更	-	_	_	_	_
	定	年	制	-	_	_	_	_
	そ	0)	他	-	_	_	_	_
D 経	営	人	事	_	_	1	1	_
	事業信	木廃止	縮小	_	_	_	_	_
	企業台	}併,営	業譲渡	-	_	_	_	_
	人	員 整	理	-	_	_	_	_
	西己		転	-	_	1	_	_
	角军		雇	_	_	_	1	_
	そ	\mathcal{O}	他	_	_	_	_	_
E 福	利	厚	生	_	_	_	-	_
F 団	交	促	進	-	_	_	_	_
G そ	0	D	他	1	_	1	_	
	計			3	1	6	2	_
新規	係属	事件	数	1	1	3	1	_
1事件当	たりの平	均調整	事項数	3. 0	1. 0	2. 0	2. 0	_

⁽注) 1 1事件に2つ以上の調整事項がある場合,それぞれ区分し計上 したので,調整事件数とは一致しない。

² 調整事項が変更となった場合、変更後の調整事項により区分し計上した。

第9表 終結区分別取扱件数

年別	取扱 件数	解	決(I	3)	打切り	取下げ	不開始	翌年への繰越	解決率 (%)
	(A)	案提	自主	協約		(C)	(D)	(E)	
		示等	交渉	締結					
H30	1	_	_	_	_	_	_	1	_
R元	2	_	_	1	_	_	1	_	100.0
R2	3	_	_	_	2	1	_	_	0.0
R3	1	1	_	_	_	_	_	_	100.0
R4	_	_	_	_	_	_	_	_	_
計	7	1	_	1	2	1	1	1	50.0

(注) 1 「自主交渉」には、調整員の指名後において、事務局の事情聴取や あっせん活動の影響を受けて、申請者が自主的な話合い等により解決 したとして取り下げた場合が含まれる。

$$\begin{array}{ccc}
2 & & & B \\
\text{解決率 (%)} & = & & & -\frac{B}{A - (C + D + E)}
\end{array}$$
×100

第10表 所要日数別取扱件数

区		分	H30	R元	R2	R3	R4
	4	NH:					
5日	未	満	_	_	_	_	_
5日	\sim	9日	_	_	_	_	_
10日	\sim	14日	_	_	_	_	_
15日	\sim	19日	_	_	_	_	_
20日	\sim	29日	_	_	_	_	_
30日	\sim	49日	_	_	_	_	_
50日	\sim	99日	_	_	2	1	_
100日	\sim	199日	_	_	_	_	_
200 日	以	上	_	1	_	_	_
	計		_	1	2	1	_
延べ所要日	数	(月)	_	244	143	71	_
1件当たり	の平均	所要日数	ı	244. 0	71.5	71.0	_

- (注) 1 前年からの繰越分は終結年において計上した。
 - 2 不開始, 指名前取下げ及び翌年への繰越分を除く。

第11表 調整回数別取扱件数

37 · K M正四级///A/// :	*^				
区 分	H30	R元	R2	R3	R4
0 回	_	_	_	_	_
1 回	_	_	1	1	_
2	_	_	_	_	_
3 回	_	_	1	_	_
4 回	_	1	_	_	_
5 回	_	_	_	_	_
6回以上	_	_	_	_	_
計	_	1	2	1	_
調整を開催した事件数	_	1	2	1	_
調整延べ開催数(回)	_	4	4	1	
調整を開催した事件の 1件当たりの平均回数	_	4.0	2. 0	1. 0	_

- (注) 1 前年からの繰越分は終結年において計上した。
 - 2 不開始、指名前取下げ及び翌年への繰越分を除く。

第12表 新規係属事件における合同労組事件の係属状況

	(An
年 別 全事件 合 同 労 組 事 件	組事件中 み訴え事件
RZ 1 1 (100.0%) 1 (100.0 R2 3 3 (100.0%) 2 (66.3	0%) [0.0%] 0%) [100.0%] 7%) [66.7%] 0%) [100.0%] -) [-]

- (注) 1 「合同労組」とは、一定の地域で企業の枠を超え、中小企業の労働者を主 に組織し、個人加盟ができる組合のことをいう。(中央労働委員会事務局 「都道府県労働委員会状況報告要領」より)
 - 2 「駆け込み訴え事件」とは、労働者が調整事件となり得る状況が発生した 後に合同労組に加入し、当該組合から当該事項を調整事項として申請があっ た事件。(中央労働委員会事務局「都道府県労働委員会状況報告要領」よ り)
 - 3 合同労組事件中駆込み事件欄の()は新規係属事件数に占める割合,[]は 合同労組事件数に占める割合である。

第4節 争議行為予告通知及び労働争議の実情調査

1 争議行為予告通知

令和4年中の労調法第37条に基づく争議行為予告通知のうち、本県に係るものの件数は37件(前年37件)である。通知先別では、当委員会6件、中労委31件となっている(第1表)。

主な争議事項は、賃上げ18件、夏季一時金5件、年末一時金5件と、賃金関係 が全体の75.7%を占めている(第2表)。

産業別では、運輸が22件で最も多く、次いで医療が9件、通信が5件の順となっている(第3表)。

第1表 通知先別通知件数

区分	H30	R元	R2	R3	R4	
県 労 委	4	4	4	4	6	
中労委	40	44	31	33	31	
計	44	48	35	37	37	

⁽注) 中労委通知分は、争議行為が2つ以上の都道府県にわたるとして中労委に通知があったもののうち、本県に関わるものである。

第2表 主要争議事項別通知件数

_	年別	賃上げ	夏季一時金	年末一時金	年間一時金	その他 の賃金 関 係	その他	計
	H30 R元	17 23	1 9	8 5	1 0	6	11 10	44 48
	R2 R3	17 17	3 5	6 5	0	2 0	7 10	35
	R4	18	5	5	0	0	9	37

第3表 産業別通知件数

年別	運	輸	通信	電気	ガス	水道	医療	計				
十///	旅客	貨物	E E	电火	2/2	小坦	区源	百丁				
H30	18	10	5	1	_	_	10	44				
R元	23	9	5	1	_	_	10	48				
R2	14	8	3	1	_	_	9	35				
R3	12	12	3	1	_	_	9	37				
R4	12	10	5	1	_	_	9	37				

2 労働争議の実情調査

令和4年中に行った規則第62条の2に基づく実情調査は、本県に関わる争議行為予告通知があったもののうち、原則として本社又は組合本部が県内にあるものに係る労働争議22件(前年21件)である。その内訳は新規分17件及び前年からの繰越分5件である(別表「令和4年実情調査一覧(争議行為予告通知に基づくもの)」参照)。

調査の終結状況は、争議が解決したために調査を終了したものが 12 件、争議行 為等が行われないこととなったことなどにより調査を打ち切ったものが 7 件、未解決のため翌年に繰り越したものが 3 件であった(第 4 表)。

第4表 実情調査の実施状況

	調	査 作	数	調査	E O A	終 結 :	状 況	
年別	前 からの 繰越し	新規	計	解決	移行	打切り	計	翌年の繰越し
H30	5	21	26	14	_	7	21	5
R元	5	18	23	11	_	9	20	3
R2	3	15	18	9	_	6	15	3
R3	3	18	21	8	_	8	16	5
R4	5	17	22	12	_	7	19	3

別表

・ 令和4年実情調査一覧(争議行為予告通知に基づくもの)

番号	通知先	通知者区分	産業	通知日	予告目	争議事項	本該事所	組合員数	争行	議為	調査終了日	終了区分
									有	無		
3-26	中労委	組合	港湾	R3. 7. 28	R3. 8. 8	労使協定違反 及び産別諸協 定の履行等	5	558		0	R4. 3. 18	打切り
3-27	中労委	組合	病院	R3. 9. 10	R3. 9. 29	2021年度秋闘 要求等	4	216		0	R4. 2. 24	打切り
3-28	県労委	組合	通信	R3. 9. 22	R3. 10. 10	賃金制度の改 定等	1	31		0	R4. 3. 31	解決
3-29	中労委	組合	病院	R3. 9. 28	R3. 10. 13	病院の統廃 合・移譲・縮 小反対, 賃金 改善等	1	70		0	R4. 2. 22	打切り
3-31	中労委	組合	病院	R3. 10. 20	R3. 11. 18	賃金・一時金 等	1	8		0	R4. 3. 30	打切り
4-3	県労委	組合	病院	R4. 2. 25	R4. 3. 10	22年春闘・賃 金要求等	33	2, 600	0		R4. 6. 22	解決
4-6	中労委	組合	病院	R4. 2. 22	R4. 3. 9	病院の統廃 合・移譲・縮 小反対等	1	60	0		R4. 9. 26	打切り
4-8	中労委	組合	病院	R4. 2. 24	R4. 3. 10	2022年度春闘 要求等	4	101		0	R4. 9. 28	打切り
4-11	中労委	組合	電力	R4. 2. 28	R4. 3. 11	2022春季生活 闘争	2	10, 369		0	R4. 3. 22	解決
4-13	中労委	組合	港湾	R4. 3. 1	R4. 3. 16	賃金引き上げ 等	5	563		0	R4. 12. 2	解決
4-18	中労委	組合	陸上旅客	R4. 3. 7	R4. 3. 18	賃金,臨時 給,産業別最 低賃金引き上 げ	1	1, 100		0	R4. 3. 31	解決
4-19	中労委	組合	港湾	R4. 3. 18	R4. 3. 29	労働条件及び 産別協定の改 定等	5	563		0	R4. 12. 2	解決
4-20	中労委	組合	病院	R4. 3. 30	R4. 4. 13	賃金・諸手当 の改善等	1	8		0	R4. 11. 7	打切り

番号	通知先	通知者区分	産業	通知日	予告日	争議事項	本該事所	組合員数	争議行為		調査終了日	終了区分
4-21	県労委	組合	港湾	R4. 5. 11	R4. 6. 8	夏季一時金に関する要求等	2	282	Н	0	R4. 6. 29	解決
4-26	県労委	組合	港湾	R4. 6. 16	R4. 7. 5	夏季一時金に 関する要求等	3	273		0	R4. 7. 22	解決
4-27	中労委	組合	病院	R4. 9. 26	R4. 10. 13	賃金・一時金 改善の要求等	1	60		0		
4-28	中労委	組合	病院	R4. 9. 28	R4. 10. 11	2022年秋闘統 一要求, 2022 年度年末一時 金要求・賃金 引上げ等の改 善要求	4	101		0		
4-29	県労委	組合	通信	R4. 10. 6	R4. 11. 1	賃金制度の改 定等	1	30		0		
4-31	県労委	組合	病院	R4. 10. 25	R4. 11. 10	2022年秋闘・ 冬季一時金要 求等	29	2, 600		0	R4. 12. 16	解決
4-33	県労委	組合	港湾	R4. 11. 1	R4. 11. 12	冬季一時金に 関する要求等	5	563		0	R4. 11. 18	解決
4-36	中労委	組合	病院	R4. 11. 7	R4. 11. 18	賃金・一時金 (遡及削減の 取消を含 む。)等の要 求	1	8		0	R4. 11. 18	解決
4-37	中労委	組合	陸上旅客	R4. 11. 16		労働協約闘争関係の未解決事項及び地連統一要求・単組独自要求	1	1, 100		0	R4. 12. 2	解決

[※] 実情調査の対象は、原則として県内に会社の本社又は組合の本部があるもの

第5節 不当労働行為の審査

1 概要

(1) 審査の実施状況

令和4年に新たに申立てのあった事件はなかった。前年から繰り越された事件は1件であった(第1表)。

令和4年に係属した事件は1件で、前年より2件減少している(第2表)。

令和4年における処理状況は、関与和解で1件(令和2年(不)第1号)が終結した(第1表及び第2表)。

(2) 審査期間の目標達成状況

当委員会では、労組法第 27 条の 18 の規定による審査期間の目標を「1 年 6 か月」と設定している。令和 4 年の終結事件に係る平均処理日数は、458 日(約 1 年 3 か月)となり、目標を達成した(第 3 表)。

(3) 再審查関係等

令和4年に新たに申立てのあった再審査事件はなく、令和2年から継続中であった1件が終結した(第4表)。

初審関係行政訴訟及び再審査関係行政訴訟のいずれも、係属している事件はない(第5表及び第6表)。

審査の実効確保の措置勧告申立てはなかった(第7表)。物件提出命令の申立てはなかった(第8表)。

(4) 合同労組事件の概況

令和4年に新たに合同労組から申立てのあった事件はなかった(第9表)。

第1表 令和4年不当労働行為事件該当号別処理状況

(単位:件)

													(-	티보다	T/
	審査場	- 沢	令	令	令	令		終		結		状		況	令和
\	H A.V	\ DL	和元	和 2	和 3	和		命	令・決	定	和	解•耶	下		和 5
			年	年	年	4	計	救	棄	却	関	無	取		年
申立内容		から係属	から係属	から係属	年申立て	pΙ	済	却	T	与和解	関与和紹	下げ	計	・ヘ繰越し	
			禺	禺	馮	(仴	제	下	丹牛	解	()		
	<u> 1</u>	号	_	_	_	_	_	_	ı	_	ı	_	_	_	_
	2	号	_	1	_	_	1	_	_	_	1	_	_	1	_
労	3	号	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
組	4	号	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
	1 • 2	号	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
法	1 . 3	号	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
第	1 • 4	号	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
7	2 . 3	号	_	_	_	_	_	_	-	_	-	_	_	_	_
条	2 · 4	号	_	_	_	_	_	_	-	_	-	_	_	_	_
	1 • 2 • 3	号	_	_	_								_		
	1.2.3.	4 号	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
	総数		_	1	_	_	1	_	_	_	1	_	_	1	_

第2表 取扱件数及び処理件数

						V 1	124 • 117
			H30	R元	R2	R3	R4
	前年から	ら繰越し	_	4	3	3	1
係属状況	新	規	5	1	1	_	_
	言	+	5	5	4	3	1
		救 済	_	1	1	1	_
	命令・決定	棄却	_	_	_	_	_
		却下	_	_	_	_	_
処理状況		関与和解	1	_	_	1	1
	和解・取下げ	無関与和解	_	1	_	_	_
		取下げ	_	_	_	_	_
	言	+	1	2	1	2	1
翌年	こへの繰	越し	4	3	3	1	0

第3表 終結事件に係る平均処理日数

(単位:件、日)

()											٠١١,		
		Н	30	R	元	R	2	R	3	R	4	H30^	~R4
		件数	日数	合計件数	平均日数								
平均処理日数		1	125	2	331	1	841	2	793	1	458	7	525
4.30	命令 · 決定	_	_	1	637	1	841	1	836	_	_	3	772
内訳	和解 ・ 取下げ	1	125	1	25	ı	_	1	749	1	458	4	340

第4表 再審査事件一覧

区分	ļ	県 労 委			中労委							
事件名(初審事件番号)	申 立年月日	終結 年月日	終結区分	申立人	申 立年月日	終結年月日	終結区分					
平成30年(不)第2号	Н30. 6. 19	R2. 10. 6	一部 救済	使	R2. 10. 20	R4. 1. 19	初 審 部 取消·却 下					

第5表 初審関係行政訴訟事件一覧

эн - эх нэ <u>шилин эн</u> х						
区分	初審	仙	台 地	方	裁半	所
事件名(初審事件名)	事件番号	事件番号	提 訴 年月日	原告	終 結 年月日	終結 区分 備者
該当なし						
区分	地 裁	仙	台高	等 地	方 裁	判所
事件名(初審事件名)	事件番号	事件番号	控 訴 年月日	控訴人	終 結 年月日	終結 区分 備者
該当なし						

第6表 再審查関係行政訴訟事件一覧

区分	再審査	裁判			所	名	
事件名(初審事件番号)	事件番号	事件番号	提訴 年月日	原告	終 結 年月日	終結 区分	備考
該当なし							

第7表 審査の実効確保措置勧告処理一覧

(単位:件)

						()	· 117
	X	分	H30	R元	R2	R3	R4
不当	当労働行為救済	申立事件係属	5	5	4	3	1
審查	室の実行確保の措	置勧告申立件数	_	_	_	_	_
勧告件数	規則第 40 条	に基づくもの	_	_	_	_	_
	規則第 40 条に 基づかないもの	口 頭 要 望		_		_	_
		文 書 要 望	_	_	_	_	_

第8表 物件提出命令申立事件一覧

区 分 事件番号 事件名	申立年月日	申立人	終結状況	備考
該当なし				

第9表 合同労組事件の申立状況

			(1)— 117
	新規申立件数	うち合同労組事件	うち駆込み訴え事件
H30	5	2	1
R元	1	_	_
R2	1	_	_
R3	_	_	_
R4	_	_	_

- (注) 1 「合同労組」とは、一定の地域で企業の枠を超え、中小企業の労働者を主に 組織し、個人加盟ができる組合のことをいう。(中央労働委員会事務局「都道 府県労働委員会状況報告要領」より)
 - 2 「駆込み訴え事件」とは、労働組合に加入していない個人が不利益取扱い等を受けた後、組合に加入し、それに係る不当労働行為事件(団交拒否等)が申し立てられた場合をいう。(中央労働委員会事務局「都道府県労働委員会状況報告要領」より)

別表 令和4年不当労働行為救済申立係属事件一覧

事件番号	申立人	被申立人	業種	申立年月日	請求する救済内容
1号 令和 2 年	X組合	Y会社	製造業	R 2. 12. 15	・誠実団交応諾

⁽注)調査、審問、証人の各欄及び備考欄の和解手続の数値は、当年分括弧内は累計)を表す。

法7条	終	結 状	況	調査	証人	審査	委員	備考
伝 / 朱	年月日	結 果	処理日数	審問	証人	参与委員		加
2 号	R 4. 3. 17	関与和解	458 日	0(4)	0	岡﨑	貞悦	和解手続 2 (3) 叵
				0(0)	(0)	高橋	京	
						成田	努	

2 事件の要録

(1) 令和2年(不)第1号

申 立 人	被申立人
X組合	Y会社
執行委員長 A1	代表取締役 B1
組合員数 14人	従業員数 230人

申立年月日 令和2年12月15日

請求する救済内容の要旨(労組法第7条第2号)

被申立人は、申立人の「2020年7月10日付け及び同年7月30日付け団体交渉申入れ書」記載の、「2016年春闘8項目要求事項、同年夏季・年末一時金、2017年夏季一時金」を議題とする団体交渉について、誠実に団体交渉に応じなければならない。

調査 (累計)4回 (4回)審問 (累計)0回 (0回)和解 (累計)2回 (3回)

証人(累計) [労]0人(0人) [使]0人(0人)

終結年月日 令和4年3月17日

終 結 状 況 関与和解

経過日数 458日

担 当 委 員 審査委員 岡﨑 貞悦

参与委員(労)高橋 京

参与委員(使)成田 努

申立人の主張の要旨

申立人X組合(以下「組合」という。)は、被申立人の従業員で結成された労働組合であり、申立日現在の組合員数は14人である。

なお、本件申立て時点において、従業員籍を有する組合員はいない。 被申立人Y会社(以下「会社」という。)は、主にバルブ製造及び販売、 メンテナンスを業とする会社である。 イ 平成28年6月9日から平成29年3月までの団体交渉について

「2016 年春闘要求 8 項目」についての団体交渉は、平成 28 年 (2016年) 6月9日,8月23日,9月27日及び11月29日と4回にわたり質疑応答が行われていたが、平成29年(2017年)3月に5回目の団体交渉を申し入れたところ、会社は団体交渉の席上で「賃金に関する議題にしぼり、交渉事項の議題を少なくしたい」と議題の変更を求め、固執し続けたため、団体交渉は中断した。

ロ 平成29年4月13日付け団体交渉申入れ以降の団体交渉拒否について 組合は、平成29年(2017年)4月13日付けで団体交渉を申し入れた ところ、会社は同月19日の回答書で「他のシニア社員と異なる取り扱い をできない。異なる取扱いをすべき理由を事前に書面で明らかにすること」という条件を付けて団体交渉を拒否した。

組合は、平成29年(2017年)6月12日以降、団体交渉申し入れを令和2年(2020年)7月10日まで合計20数回にわたり行っている。令和2年7月10日の申し入れに対して会社は、「十分な説明を求めるのであれば、説明を求める内容を明らかにして団体交渉をもうしいれること」を条件として団体交渉を拒否してきた。

令和 2 年 (2020 年) 7 月 10 日の団体交渉申入れに対し、会社は同月 16 日の回答書で「まず、②2016 年夏季・年末一時金、と、③2017 年夏季一時金の議題で交渉し、その後に引き続き、①2016 年春闘 8 項目で交渉したい」と回答した。そのため、組合は同月 30 日に「16 年夏季・年末一時金と 17 年夏季一時金」を議題とする団体交渉を申し入れたところ、会社は「説明を求める内容を明らかにすること」、「妥結の意向を事前に示すこと」を条件に団体交渉を拒否した。

会社の主張の要旨

イ 平成28年6月9日から平成29年3月までの団体交渉について 組合からの団体交渉申入れに対しては、書面により回答したほか、数 次にわたり誠実に団体交渉を重ねたが組合と妥結することができず、平 行線をたどるのみであった。

ロ 平成29年4月13日付け団体交渉申入れ以降の団体交渉拒否について 平成29年4月19日付けの文書により、春闘要求8項目について会社 の最終的な回答を示した。このうち、賃金に関する項目については、ほ かのシニア社員と異なる取り扱いを行うべき事由を具体的に明らかに して団体交渉の申入れがされない限り、団体交渉の場で話し合っても従前と同じことの繰り返しになること及びほかのシニア社員と異なる取り扱いを行うべき事由を明らかにした上で団体交渉の申入れがあれば、応じるのはやぶさかではない旨を示した。

平成 28 年の夏季一時金及び年末一時金についても, 同文書において

ほかの労働組合との妥結結果を会社の最終的な回答として示した上,ほかの労働組合と異なる内容で妥結する合理的理由を示した場合には,団体交渉の再開を含めて対応を検討する意向である旨を回答した。

上記のとおり、会社は誠実に団体交渉を行っており、今後も誠実に団 体交渉に応じる意向である。

審査の経過概要

令和4年3月17日,労働委員会立ち会いの下行われた団体交渉を経て,第3回和解手続において和解が成立し,同日救済申立てが取下げられ,終結した。

第6節 労働組合の資格審査

令和4年に取り扱った労働組合資格審査は、前年からの繰越件数1件、新規申 請件数6件であった(第1表)。

そのうち、労組法に適合すると決定したものは6件、打切り(取下げ含む)となったものは1件であり、翌年への繰越しはなかった(第2表)。

なお、規則第24条による補正の勧告をしたものは1件であった。

第1表申請事由別係属件数

(単位:件)

事由	別	内	訳	R3年以前 から係属	R4年申請	計
不言	当労	働行	广為			
救	済	申	立	1	_	1
法	人	登	記	_	1	1
委	員	推	薦	_	5	5
総	会	決	議	_	_	_
審	査	再	開	_	_	_
総			数	1	6	7

第2表 事由別終結件数

(単位・件)

								(-	<u> </u>	')	
	_	内	訳	取 扱		終	洁 化	中 数	(繰越し	補 正
事由	別			件数	適合	不適合	打切り	取下げ	計	が来越し	勧告
		KI 1-									
个 :	当労	働行	「為						_		
救	済	申	<u>\f\</u>	1	_	_	1	_	1	_	_
法	人	登	記	1	1	_	_	_	1	_	1
委	員	推	薦	5	5	_	_	_	5	_	_
総	会	決	議	_	_	_	_	_	_	_	_
審	查	再	開	_	_	_	_	_	_	_	_
総			数	7	6	_	1	_	7	_	1

別表

令和4年労働組合の資格審査一覧

でである。									
審査	組合	申請事由	受 付	決 定	補正	終結			
番号	員数	屮 酮∌田	年 月 日	年 月 日	勧告	状 況			
R 2	14	救済申立	R 2. 12. 15	R 4. 3. 17	無	打切り			
6 号	14	令和2年1号	K2. 12. 10	174. 5. 17	/////	11900			
R 4	530	法人登記	R 4. 1. 14	R 4. 3. 10	有	淬△			
1号	550		K 4. 1. 14	K4. 5. 10	用	適合			
R 4	851	委員推薦	R 4. 1. 26	R 4. 2. 10	4111.	海人			
2 号	991		K4. 1. 20	K 4. 2. 10	無	適合			
R 4	162	委員推薦	R 4. 1. 26	R 4. 2. 10	無	適合			
3 号	102		K4. 1. 20	K 4. 2. 10	////	則口			
R 4	1,066	委員推薦	R 4. 1. 26	R 4. 2. 10	無	適合			
4 号	1,000		K4. 1. 20	K 4. 2. 10	////	則口			
R 4	246	委員推薦	R 4. 1. 27	R 4. 2. 10	無	適合			
5 号	240		K4. 1. 21	K 4. 2. 10	////	"问"口			
R 4	559	委員推薦	D 4 1 97	R4. 2. 10	無	適合			
6号	559		R 4. 1. 27	N 4. 2. 10	***	旭口			

第7節 個別労使紛争のあっせん

令和4年中における個別労使紛争のあっせんの取扱件数は、前年繰越、新規係属ともに0件であった。

第1表 取扱件数

<u>.</u> ۲۰	1 1 1/1//	1 200		
-	年 別	前年繰越件数	新規係属件数	計
	Н30	2	6	8
	R元	1	5	6
	R2	_	6	6
	R3	1	2	3
	R4	_	_	_

第2表 申請者別取扱件数 (新規係属分)

٠ _												
	年	別	労	働	者	使	用	者	双	方	計	
	Н	30			6			_		_		6
	R	元			4			1		_		5
	R	2			6			_		_		6
	R3				2			_		_		2
	R	4			_			_		_		_

第3表 雇用形態別取扱件数 (新規係属分)

		正規社員	非			
年	年 別		契約社員	派遣労働 者	その他	計
	H30	2	3	_	1	6
	R元	3	_	1	1	5
	R2	5	_	_	1	6
	R3	2	_	_	_	2
	R4	_	_	_	_	_

第4表 産業別取扱件数(新規係属分)

7 7 2		- 17.3 /				
	区 分	H30	R元	R2	R3	R4
Α	農業,林業	_	_	2	_	_
В	漁業	_	_	_	_	_
С	鉱業,採石業,砂利採取業	_	_	_	_	_
D	建設業	_	1	_	_	_
Е	製造業	1	_	1	_	_
F	電気・ガス・熱供給・水道業	_	_	1	_	_
G	情報通信業	3	_	_	_	_
Н	運輸業,郵便業	_	1	1	1	_
Ι	卸売業,小売業	_	_	_	_	_
J	金融業, 保険業	_	_	_	_	_
K	不動産業,物品賃貸業	_	_	_	-	_
L	学術研究,専門・技術サービス業	_	_	_	_	_
M	宿泊業, 飲食サービス業	_	_	_	_	_
N	生活関連サービス業,娯楽業	_	1	_	_	_
Ο	教育,学習支援業	_	_	_	-	_
Р	医療,福祉	1	1	1	_	_
Q	複合サービス事業	_	_	_	_	_
R	サービス業(他に分類されないもの)	1	1	_	1	_
S	公務	_	_	_	_	_
Т	分類不能の産業	_	_	_	_	_
	計	6	5	6	2	

第5表 あっせん事項別取扱件数(新規係属分)

区 分	H30	R元	R2	R3	R4
A 経営人事 (解雇等)	3	3	2	1	_
B 賃金等 (賃金未払い等)	3	2	4	2	_
C 労働条件等(社会保険等)	_	1	_	_	_
D 職場の人間関係 (パワハラ等)	1	1	-	1	_
Eそ の 他	_	_	_	2	_
計	7	7	6	6	_

(注) 1事件に2つ以上のあっせん事項がある場合,それぞれ区分し計上したので,取扱件数とは一致しない。

第6表 終結区分別取扱件数

年別	取 扱件 数	解決	(B)	打切り	取下げ	不開始	翌年のの	解決率
十 加	(A)		(C)	(D)	繰越し (E)	(%)		
Н30	8	-	-	5	2	-	1	0.0
R元	6	2	_	3	1	_	_	40.0
R2	6	2	_	3	_	_	1	40.0
R3	3	1	_	2	_	_	_	33.3
R4	_	_	_	_	_	_	_	_
計	23	5	_	13	3	_	2	27.8

(注) 1 「自主解決」には、あっせん員の指名の前後を問わず、事務局の事情 聴取やあっせん活動の影響を受けて、申請者が自主的な話合い等により 解決したとして取り下げた場合が含まれる。

解決率 (%) =
$$\frac{B}{A - (C + D + E)} \times 100$$

第7表 所要日数別取扱件数

37 弘 // 及自然///4///// 第	^				
区分	H30	R元	R2	R3	R4
8日 未満 8日 ~ 14日 15日 ~ 21日 22日 ~ 30日	- 1 1		_ _ _ _	_ _ _ _	_ _ _ _
31日 以上	5	5	5	3	_
計 	7	5	5	3	_
延べ所要日数 (日)	434	365	296	192	_
1件当たりの平均所要日数	62.0	73. 0	59. 2	64. 0	_

- (注) 1 前年からの繰越分は終結年において計上した。
 - 2 不開始,指名前取下げ及び翌年への繰越分を除く。
 - 3 申請日から終結日までの日数により区分した。

